

教育・保育給付認定申請書

申請日 令和××年 ××月 ××日 申請日は忘れずに記入してください。 ※ FAXでの受付はしていません。

住所 江戸川区 中央 1 丁目 4 番 1 号 自宅電話 ××(××××)××××

① 保護者氏名 <small>※保護者1は通知書等の宛名となります。</small>		続柄	生年月日	年齢	職業	※上記住所と異なる場合のみ記入 前年1月1日の住所地 本年1月1日の住所地	
1	ふりがな えどがわ たろう 江戸川 太郎	父	××・××・×	32	会社員	都道府県 市区町村 丁目 番号	千葉県 都道府県 市川市 市区町村 △△×丁目×番×号 ○○マンション×号室
マイナンバー 1		携帯電話 ×××(××××)××××					
2	ふりがな えどがわ はなこ 江戸川 花子	母	××・××・×	27	会社員	都道府県 市区町村 丁目 番号	都道府県 市区町村 丁目 番号
マイナンバー 2		申請日時点での年齢を記入してください。					

このための教育・保育給付を希望するため、認定を申請します。

② 認定申請児・同居家族氏名 <small>※きょうだい、同居祖父母等も記入</small>		続柄	生年月日	年齢	職業・在園名	認定申請区分 <small>※申請児のみチェック</small>	第一希望施設名 <small>※申請児のみ記入</small>
3	ふりがな えどがわ あかべい 江戸川 赤平	子	××・××・×	3	〇〇幼稚園	<input type="checkbox"/> 1号(幼稚園等のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 2号(満3歳以上) <input type="checkbox"/> 3号(満3歳未満まで)	保育園 認定こども園 幼稚園 <small>※1号認定申請児は内定園を記入</small>
マイナンバー 3							
4	ふりがな えどがわ みどすけ 江戸川 みどすけ	祖父	××・××・×	58		<input type="checkbox"/> 2号(満3歳以上) <input type="checkbox"/> 3号(満3歳未満まで)	保育園 認定こども園 幼稚園 <small>※1号認定申請児は内定園を記入</small>
マイナンバー 5		預かり保育を利用している私立幼稚園等を記入してください。					
6	ふりがな					<input type="checkbox"/> 2号(満3歳以上) <input type="checkbox"/> 3号(満3歳未満まで)	保育園 認定こども園 幼稚園 <small>※1号認定申請児は内定園を記入</small>
マイナンバー		認定を申請する児童・同居者氏名(マンション等同一建物に住む祖父母等親族を含む)と、マイナンバーを記入してください。					
7	ふりがな						
マイナンバー		記入しないでください。					
マイナンバー		保育の必要性の「有」にチェックをしてください。					

③保育の必要性 有 保護者の就労・疾病等の理由により、私立幼稚園等において預かり保育の利用を希望

④利用希望時間
 保育標準時間(各施設開所時間の内、11時間まで) ※左記の時間外は延べ保育時間として算入されず、このお子さんをお預かりする時間と異なる場合があります。
 保育短時間(各施設開所時間の内、8時間まで)

⑤保育の利用を必要とする事由

父の状況		母の状況	
<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 災害復旧
<input type="checkbox"/> 不存在	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他()

⑥税情報等の提供に関する同意及び教育・保育給付認定申請・利用調整に関する注意事項

下記注意事項を承諾・確認しました。 ××年 ××月 ××日 保護者氏名(自署してください) **江戸川 太郎**

(i) 申請日より給付認定書の有効期間が終了するまでの間(以下「同意」)は、
 当該状況が複数ある場合は、保育が困難となる時間が最も長い事由ひとつにチェックをしてください。
 及び利用調整に必要な保護者(同一世帯者を含む)の住民基本台帳に基づく情報・保護受給の有無・障害者情報の有無の確認をすること(費用は申請者負担)を、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
 により請求された各種必要書類を期限までに提出すること。
 なお、情報連携の対象となることにより省略可能な書類についても提出を求められることがあります。

(ii) 認定及び通園要件を継続的に満たしていること。
 (iii) 認定及び通園要件を継続的に満たしていること。
 (2) (1)の(ii)又は(iii)が履行されない場合は、直ちに退園し、又は教育・保育給付認定を取り消されることを承諾します。
 (3) 認定及び保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合があります。
 (4) 認定されても、入所希望者が多数の場合は利用調整の結果、希望する施設に入所できない場合があります。
 (5) 認定に必要な書類は、期限までに必ず提出してください。書類が提出されない場合は、認定申請を却下する場合があります。
 (6) 認定後、施設を利用する必要がなくなった場合や、認定内容(家庭状況、勤務状況等)に変更がある場合は区に届出が必要です。
 【届出に関する問合せ先】(1号認定)子育て支援課推進係 ℡5662-1001 (2号・3号認定)保育課保育係 ℡5662-0066
 (7) 申請の内容が事実と異なる場合、認定を取り消すことがあります。なお、江戸川区から転出した場合又は認定証の有効期間が過ぎた場合も、取り消されたものとみなします。

必ず自署してください。